

事 務 連 絡
平成 2 5 年 2 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長

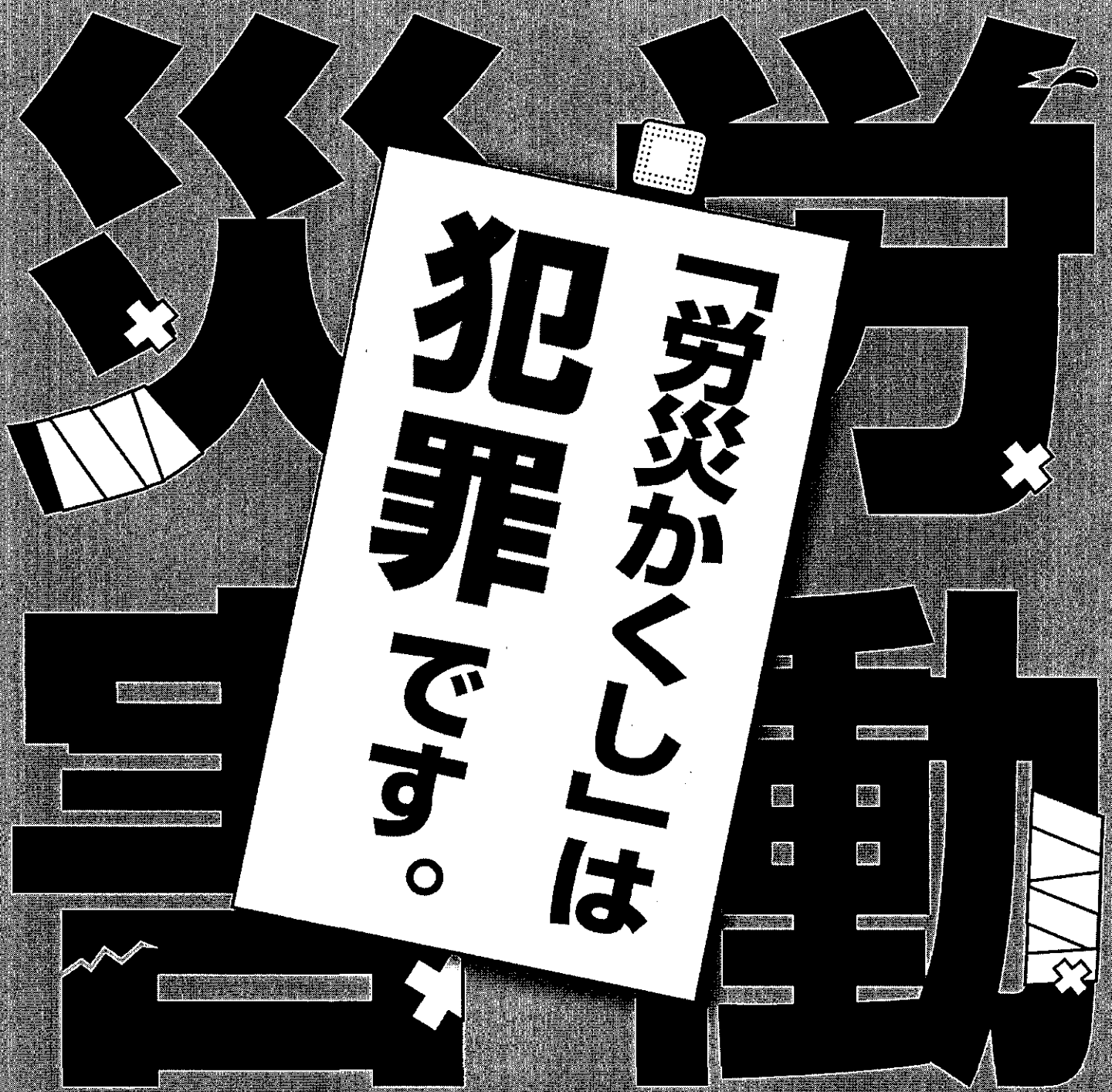
「労災かくし」の排除を呼び掛けるポスターの配布について

標記については、「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」（平成 13 年 2 月 8 日付基発第 68 号、以下「平成 13 年通達」という。）等に基づき、ポスター及びリーフレットを活用し、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行っているところである。

今般、別添 1 のポスターを増刷し、別添 2 の通り配布することとしたため、都道府県労働局においては、このポスターを用いて、より一層の周知・啓発を図られたい。その際、ポスターの右下に空欄を設けたので、被災労働者等が相談しやすくなるよう労働局又は労働基準監督署の連絡先を記入することに利用されたい。

増刷したポスターについては、近日中に配布する予定である。なお、別添 3 に記載する関係団体に対して、本省より送付済みであることを申し添える。

(担当) 労働基準局労災補償部労災管理課
企画調整係 松本、篠田、堤
電 話: 03-5253-1111 (内線 5436、5437)
F A X : 03-3502-6747



事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>



(都道府県労働局、本省)

番号	局	部数
1	北海道労働局	1,000
2	青森労働局	650
3	岩手労働局	300
4	宮城労働局	500
5	秋田労働局	300
6	山形労働局	450
7	福島労働局	650
8	茨城労働局	1,000
9	栃木労働局	350
10	群馬労働局	550
11	埼玉労働局	550
12	千葉労働局	900
13	東京労働局	1,450
14	神奈川労働局	1,000
15	新潟労働局	750
16	富山労働局	400
17	石川労働局	450
18	福井労働局	300
19	山梨労働局	200
20	長野労働局	800
21	岐阜労働局	550
22	静岡労働局	550
23	愛知労働局	1,000
24	三重労働局	400
25	滋賀労働局	350
26	京都労働局	650
27	大阪労働局	1,000
28	兵庫労働局	1,000
29	奈良労働局	200
30	和歌山労働局	300
31	鳥取労働局	300
32	島根労働局	250
33	岡山労働局	850
34	広島労働局	500
35	山口労働局	350
36	徳島労働局	300
37	香川労働局	400
38	愛媛労働局	500
39	高知労働局	350
40	福岡労働局	600
41	佐賀労働局	400
42	長崎労働局	400
43	熊本労働局	450
44	大分労働局	200
45	宮崎労働局	200
46	鹿児島労働局	650
47	沖縄労働局	300
48	本省	1,022

(関係団体)

1	中央労働災害防止協会	30
2	全国建設労働組合総連合	2,000
3	社団法人 日本経済団体連合会	50
4	日本労働組合総連合会	200
5	日本労働組合総連合会 大阪府連合会	100
6	中小企業団体中央会	400
7	日本造船工業会	150
8	日本商工会議所	25
9	社団法人 全国労働保険事務組合連合会	50
10	財団法人 労災保険情報センター	2
11	林業・木材製造業労働災害防止協会(本部+都道府県支部)	700
12	全国労働基準関係団体連合会(本部+都道府県支部)	100
13	全国社会保険労務士会連合会(都道府県支部)	121